

# 山口県報

平成23年  
10月28日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	二
保安林指定の解除(宇部市)(森林整備課)	三
保安林予定森林(長門市)(森林整備課)	三
下関都市計画道路事業の認可(都市計画課)	三
公告	三
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(三件)(県民生活課)	三
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	四
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	五
公安委告示	五
道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務に関する告示の一部改正	五
技能検定員審査の実施	五
教習指導員審査の実施	六

## 山口県告示第四百八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基

づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年十月二十八日から同年十一月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十八日

山口県知事 二井 関成

- 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 ユニオン石油工業株式会社  
住 所 岩国市装束町一丁目五番一九号
- 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 ユニオン石油工業株式会社岩国工場  
所在地 岩国市装束町一丁目五番一九号
- 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第五十一号の石油精製業の用に供する潤滑油洗浄施設
- 変更しようとする事項の内容  
特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目				汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	処理後		処理前			
	変更後	変更前	変更後	変更前		
オイルセバレー	通	常	最	大	水素イオン濃度 (水素指数)	七・五
					化学的酸素要求量 (mg/l)	三〇
					浮遊物質質量 (mg/l)	四〇
					浮遊物質質量 (mg/l)	一八
					鉍油類 (mg/l)	四〇
					鉍油類 (mg/l)	八
					窒素 (mg/l)	三・四
					窒素 (mg/l)	四六・二
					リン (mg/l)	〇・二二
					リン (mg/l)	三・五五
					リン (mg/l)	〇・三
					リン (mg/l)	〇・三
排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	常	最	大	一七、七五〇	一九、二〇〇	
	常	最	大	一九、九六八	二一、六二四	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	項 目				排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	変更後		変更前			
	常	最	大	通		
No. 1 排 水 口	通	常	最	大	水素イオン濃度 (水素指数)	七・五
					化学的酸素要求量 (mg/l)	三〇
					浮遊物質質量 (mg/l)	四〇
					浮遊物質質量 (mg/l)	一八
					鉍油類 (mg/l)	四〇
					鉍油類 (mg/l)	八
					窒素 (mg/l)	三・四
					窒素 (mg/l)	四六・二
					リン (mg/l)	〇・二二
					リン (mg/l)	三・五五
					リン (mg/l)	〇・三
					リン (mg/l)	〇・三
排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	常	最	大	一七、七五〇	一九、二〇〇	
	常	最	大	一九、九六八	二一、六二四	

山口県告示第四百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十三年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
宇部市大字善和字長尾八四の五、字鳥越九三の一三、九三の一四、字立山ヶ浴七五
- 二の二六、七五二の二七
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
宇部市大字上宇部字柳平山七四の一、大字川上字大固屋七一四の一五二から七四の一五四まで、字男山七五五の六、七五五の七、大字吉見字水木ヶ浴一〇三七の一三、一〇三七の一四
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備及び公衆の保健
- 三 解除の理由  
電気工作物施設用地とするため

山口県告示第四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十三年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

長門市真木字大谷一九一の五、一九一の六、油谷久富字砂入三〇三の一、一六三〇の一、一六三一の一（次の図に示す部分に限る。）、字山添三〇四の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

長門市油谷久富字砂入三〇三の一・一六三〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六三一の一、字山添三〇四の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林予定森林の所在場所

長門市西深川字黒岩五〇六の三から五〇六の三三まで、五〇六の三八、五〇六の三九、五〇六の四七、五〇六の四八、九六六から九六九まで、油谷伊上字寺山二二八〇、二二八二から二二八九まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

長門市西深川字黒岩五〇六の三・一・九六八・九六九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成二十三年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画道路事業三・五・三十二竹崎園田線

三 事業施行期間

平成二十三年十月二十八日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

下関市竹崎町一丁目、豊前田町二丁目、細江町一丁目及び豊前田町一丁目



(三三三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとお

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。  
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年十月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県若国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十三年十月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 訪問介護・移送サービスMAKOTO

代表者の氏名 坂本 香

主たる事務所の所在地 若国市玖珂町四五四番地の二

三 定款に記載された目的

高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険に基づく介護サービス等に関する福祉、移送事業を行い、公共、地域の福祉の増進に寄与すること。

(三三三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年十月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十三年十月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 八起の会

代表者の氏名 福富 壽

主たる事務所の所在地 下関市安岡町一丁目一番一―号

三 定款に記載された目的

就労が困難な障害者に対して、福祉作業所での就労を通じていきがいを感じ、健常者と共に自立した生活をするこの一助となるべく、主に障害者福祉関連の事業を行い、もって全ての人々が互いに支えあう地域社会づくりと社会福祉に寄与すること。

(三三三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年十月十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十三年十月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 コバルトブルー下関ライフセービングクラブ

代表者の氏名 新名 文博

主たる事務所の所在地 下関市武久町二丁目二〇番二八号

三 定款に記載された目的

全ての地域住民に対して、海岸をはじめとする水辺及び健康増進施設での監視・救助活動と安全教育及び環境教育を行い、安全・安心な地域社会の構築を図り、広く公益の増進に寄与すること。

(三四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年六月七日山口県公告(一七三)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年十月二十八日から同年十一月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 新下関パワーセンター  
 所在地 下関市大字石原二七七
- 二 意見の概要  
 騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(三二五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十三年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
 美祢市大嶺町東分字沖田
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 防府市大字植松五六七番地の一  
 株式会社カーマ



山口県公安委員会告示第五十九号

道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務に関する告示(平成十八年山口県公安委員会告示第七十一号)の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から施行する。

平成二十三年十月二十八日

山口県公安委員会

表以外の部分中「第二条の表の五の項」を「第二条の表の六の項」に改め、「区間」の下に「(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の四に規定する自動車専用道路の区間を除く。)」を加える。  
 表一般国道の部四三三五号の項中

「美祢市美東町綾木字院内二六五〇の一地先から同市美東町大田字市ノ後五七九六の一地先まで」を削り、同部四九〇号の項中に改め、同項中  
 「美祢市美東町綾木字院内二六五〇の」を「萩市大字山田字西奥玉江四三七一の」に改め、同表県  
 「美祢市美東町大田字市ノ後五七九六の一地先から萩市大字山田字西奥玉江四三七一の一地先まで」を削り、同表県

小郡三隅線	美祢市美東町綾木字南道祖ヶ原二三七九の一地先から同市美東町大田字刈屋五三七七の一地先まで
小野田美東線	美祢市美東町真名字田代台一五二一の九地先から同市美東町綾木字南道祖ヶ原二三七九の一地先まで 美祢市美東町大田字刈屋五三七七の一地先から同市美東町大田字市ノ後五七九五の一地先まで
萩秋芳線	美祢市美東町絵堂字西銭屋原一八九一の一地先から同市美東町大田字市ノ後五七九五の一地先まで

山口県公安委員会告示第六十号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十三年十月二十八日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類  
 技能検定員審査(普通二種)
- 二 審査の日時及び場所  
 (一) 日時 平成二十三年十二月二日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで  
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
 平成二十三年十一月七日(月曜日)から同月十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類



- (一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))
  - (二) 規則第十七条第一項第一号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
  - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
- 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。)
- 七 審査手数料
- 二万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千六百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千九百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三十二百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

備考  
普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千二百五十円を減ずるものとする。

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
  - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にする。

山口県公安委員会告示第六十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十三年十月二十八日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類  
教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所
  - (一) 日時 平成二十三年十二月二日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
  - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十三年十一月七日(月曜日)から同月十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
  - (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))
  - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
  - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
- 七 審査手数料  
一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいすれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいすれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十三年十二月二日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十三年十一月七日(月曜日)から同月十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいすれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万三千三百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

備考

普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいすれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

平成二十三年十月二十八日印刷

発行人所

山口県知事庁